

孤独・孤立対策プロジェクトチーム 報告書 《京都市の孤独・孤立対策について》

【事務局】

京都市 保健福祉局 健康長寿のまち・京都推進室

健康長寿企画課 企画調査担当

(TEL 222-3411)



健康長寿のまち・京都

1 孤独・孤立の定義

「孤独」・・・ひとりぼっちである精神的な状態 寂しいことという感情

「孤立」・・・つながりや助けのない状態

両者は互いに関連するも、その違いを認識しつつ施策を進めることが必要

(上記「令和3年11月8日 全国市長会 まち・ひと・しごと創生対策特別委員会 資料」)

“孤独”の考え方

- ★ 主観的なもの
- ★ 孤独の感じ方は多様
- 目に見えにくいもの
- 孤独（感）から孤立につながりやすい

“孤立”の考え方

- ★ 客観的なもの
- ただし、主観的な要素も入り込む
- 目に見えやすいもの
- ごみ屋敷、ひきこもり など

孤独・孤立の課題

- ★ 孤独の感じ方は多様であることから、政策に反映しにくい。
また、孤独（感）という感情の領域に入り込むことに危うさもある。
- 孤独・孤立は、なにを要因（内的・外的）とするのか、放置するとどうなるのか検討が必要。
- 対応策（予防・治癒・現状維持）とは。既存事業の充実、既存事業の融合、新たな事業など。

2 孤独・孤立対策プロジェクトチーム

(1) 設置に当たって

これまでから、社会経済情勢が変化する中であって、人と人との交流機会が減少してきたことに加え、長引くコロナ禍の影響で、孤独・孤立に起因する様々な社会問題がより深刻となっている。

令和3年2月、国においても、孤独・孤立対策担当大臣や孤独・孤立対策担当室の立ち上げなど、孤独・孤立の問題への対応を本格化させている。

本市においても、孤独・孤立の問題を、現代社会におけるとりわけ大切であり、深刻な課題の一つとして捉え、孤独・孤立の問題に全庁一丸となって取り組むこととし、令和3年4月に全庁横断的な組織であるプロジェクトチームを立ち上げることにした。

2 孤独・孤立対策プロジェクトチーム

(2) 検討経過

令和3年4月1日 孤独・孤立対策プロジェクトチーム 設置

孤独・孤立に起因する様々な社会問題に対して、本市施策・取組の融合、更なる充実・強化を図るとともに、ヤングケアラー等の新たな社会問題に取り組むため、令和3年4月1日付けで設置

令和3年4月30日 第1回 会議

- 孤独・孤立対策に関する本市の主な取組状況と課題の共有
- 今後のプロジェクトチームの進め方について協議

令和3年6月11日 第2回 会議

- 効果的な情報発信の検討
- 実態調査についての検討
- ヤングケアラー部会の設置（第1回：令和3年6月22日，第2回：令和3年9月6日）
 - ・ 実態調査についての検討，実態調査の結果速報の共有

令和3年10月1日 第3回 会議

- 実態調査の結果速報の共有
- 孤独・孤立対策の方向性の検討（今後の事業展開に向けた視点）

令和4年1月13日 第4回 会議

- 実態調査の結果の共有
- 分析結果から求められる効果的な対応策の検討

令和4年3月23日 第5回 会議

- 今後の方向性について

令和3年7月～10月
ヤングケアラー実態調査

令和3年9月～10月
孤独・孤立実態調査

2 孤独・孤立対策プロジェクトチーム

(3) 孤独・孤立対策プロジェクトチームメンバー

PT役職	所 属	
チームリーダー	保健福祉局	健康長寿のまち・京都推進室長
サブリーダー	子ども若者はぐくみ局	子ども若者未来部長
	文化市民局	共生社会推進室長
	教育委員会事務局	教育相談総合センター所長
チーム員	環境政策局	循環型社会推進部資源循環推進課長
	文化市民局	地域自治推進室地域づくり推進課長
		共生社会推進室男女共同参画推進課長
	保健福祉局	保健福祉部保健福祉総務課労務・調整担当課長
		保健福祉部保健福祉総務課不良な生活環境解消支援・措置担当課長
		障害保健福祉推進室企画課長
		生活福祉部生活福祉課長
		健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課長
		健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課
	子ども若者はぐくみ局	保健・寄り添い支援担当課長
		健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課長
	子ども若者はぐくみ局	子ども若者未来部育成推進課長
	都市計画局	子ども若者未来部子ども家庭支援課長
消防局	住宅室住宅政策課長	
教育委員会事務局	予防部市民安全課長	
教育委員会事務局	指導部生徒指導課担当課長	

3 孤独・孤立対策に関する本市の主な取組

家族形態や雇用形態の変化など、社会経済情勢の変化を背景に課題が複雑化・多様化

人の孤独・孤立が顕在化・深刻化

- ★ひきこもり状態にある方の支援の調整役を担う
→ 寄り添い支援係長を配置！
- ★支援の糸口を見出すことができないひきこもり状態にある方や家族に伴走型の支援を行う
→ よりよい支援員を配置！

表面化した課題

孤独死

自殺

生活困窮

ひきこもり

虐待・DV

再犯

ごみ屋敷

制度のはざま

各課題の解消のために、
伴走型の支援等を中心に実施している

本市の主な取組

民生児童委員、老人福祉員による見守り、地域包括支援センターによる一人暮らし高齢者全戸訪問、健康長寿サロン（高齢者の居場所）

誰もが自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、関係機関・団体との連携の下、市民への啓発や相談・支援の充実、関係団体・関係職員に対する研修会の実施によるゲートキーパー等の人材育成、自殺未遂者や自死遺族への支援等を行う。

就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方を対象に、相談面接、行政手続の補助、就労支援などを実施することにより、個々の状況に応じた課題解消につなげる。

ひきこもり相談窓口を再編し、各区役所・支所保健福祉センターと合わせて「ひきこもり地域支援センター」として、相談から、本人や家族の状態に応じた分野横断的な支援の実施に円滑につなげる。

児童、障害者、高齢者に対する虐待や配偶者や恋人など親密な関係の中で起こる暴力（DV）を防止するため、相談窓口の設置や正しい知識の普及、虐待及びDV防止の推進に必要な広報・啓発を実施。

刑事司法関係機関と福祉関係機関とのネットワークづくり等を行う更生支援相談員を新たに設置することにより、行政機関・民間団体等の連携による切れ目のない支援を推進し、罪を償い社会の一員として再出発する人の社会復帰を促進する。

いわゆる「ごみ屋敷」を、単にごみの堆積だけの問題とせず、その人が抱える課題に向き合い、人に寄り添う支援を行うため、各区役所・支所に、区長・担当区長をリーダーとした対策事務局を設置し、取組を推進する。

制度の狭間や支援の拒否といった、福祉的な支援が必要であるが、支援につながっていない方等に対して、全区役所・支所に配置した「地域あんしん支援員」が、地域や関係機関と連携・協働し、適切な支援に結び付ける。

自殺予防相談電話を
365日24時間対応！

相談件数:411件
(R2.9~R3.8)

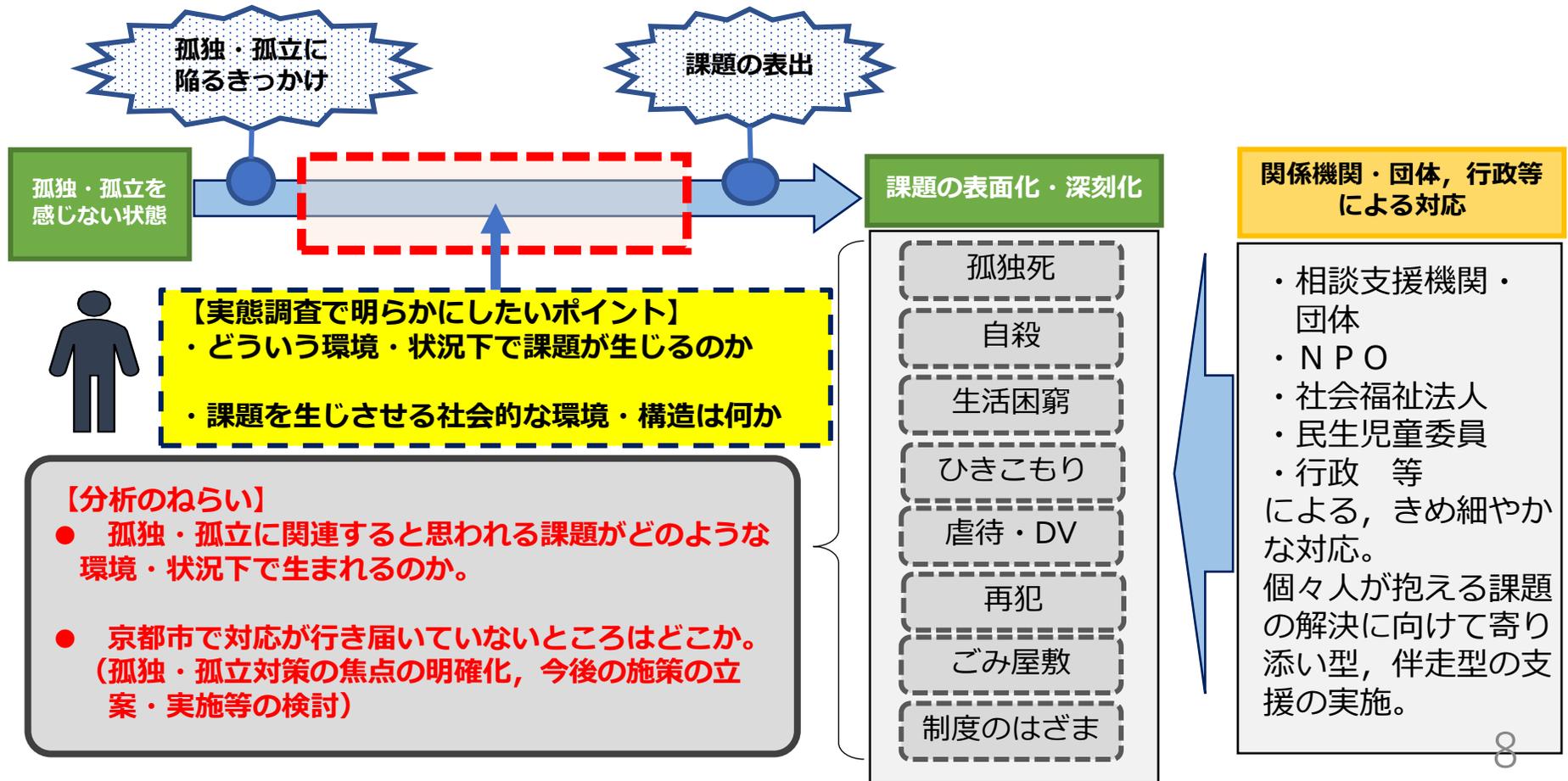
ごみ屋敷判定:269件
うち、清掃等:262件
うち、解消 :233件

支援世帯数:213世帯
うち、課題解決世帯
6 :119世帯

5 孤独・孤立実態調査（令和3年9月～10月）

(1) 概要

孤独・孤立に関連すると思われる課題に対して、現在支援を実施している関係団体等へ調査を行うことにより、孤独・孤立に陥るきっかけや、当事者を取り巻く環境（ライフステージや属性、生活環境等）を把握することで、課題が生じる要因を分析し、今後の施策の立案や実施等に生かしていく。



5 孤独・孤立実態調査（令和3年9月～10月）

(2) 調査先（回答142団体）

孤独・孤立に関連する課題に対して支援を実施している団体

分類	調査先（順不同）
子ども・若者支援	子どもの居場所づくりに取り組む団体【複数】／ひとり親家庭支援センター「ゆめあす」／ 京都府認定フリースクール【複数】
	公益財団法人京都市ユースサービス協会／コミュニティ・スペースsacula
高齢者支援	地域包括支援センター【複数】／京都市高齢者すまい・生活支援事業実施法人【複数】
障害者支援	障害者地域生活支援センター【複数】／京都市障害者休日・夜間相談受付センター／ こころのふれあい交流サロン実施団体【複数】
自殺対策	京都市こころの健康増進センター／京都自死・自殺相談センターsotto／ こころのカフェきょうと（自死遺族サポートチーム）
生活困窮対策	京都市社会福祉協議会（チャレンジ就労体験事業，生活福祉資金）【複数】／ NPO法人ゆい／きょうと夜まわりの会／ ソーシャルサービス協会ワークセンター／京都自立支援バックアップセンター
ひきこもり支援	京都市ひきこもり支援事業補助金交付団体【複数】／ 「よりそい・つなぐ」相談窓口／よりそい支援員／ NPO京都教育サポートセンター／東山区「不登校・ひきこもりを考える親の会」“シオンの家”
その他	特定非営利活動法人セカンドハーベスト京都／ 公益社団法人京都犯罪被害者支援センター／京都SARA／ 京都市DV相談支援センター／京都市男女共同参画センター／NPO法人QWRC（LGBTQ関連）／ あんしん支援員／各区社会福祉協議会【複数】／ 住宅確保要配慮者居住支援法人【複数】

5 孤独・孤立実態調査（令和3年9月～10月）

(3) 調査結果①

「孤独・孤立」実態調査の結果から、孤独・孤立に関連すると思われる様々な課題が、どのような環境、状況下で生まれるのか等を分析し、今後の施策の立案や実施等につなげていく必要があります。

以下の記載においては、結果から見えてきた孤独・孤立状態にある方の状態像を簡単にまとめています。

孤独・孤立に陥るきっかけ

- ・ 本人の心身に関すること 95%
- ・ 家庭に関すること 91%
- ・ 地域との関係 64%
- ・ 仕事に関すること 62%

相談者のうち、孤独や孤立状態にある又はあったと感じるケース

解決しない要因

- ・ 身近に相談できる者又は場所がない 86%
- ・ 心身の不調 86%
- ・ 自らの悩みや課題が整理できない又は課題認識がなく、自発的に相談されることがない 77%
- ・ 相談先がわからない 76%

改善に向けて必要なこと

- ・ 他の支援団体との連携強化 51%
- ・ 社会や地域の理解 43%
- ・ 支援団体に対する支援施策や他の支援機関に係る情報提供 39%

対応に苦慮する理由

- ・ 課題が複雑・複合化している 74%
- ・ 対応できる施策・制度がない 46%

問題が表面化しない要因

- ・ 社会参加や支援を求めた時に、必要な情報が行き届いていない 71%
- ・ 地域での気づきや見守るネットワークがない又は弱い 70%
- ・ 支援を要する方々を把握する術がない又は弱い 65%

5 孤独・孤立実態調査（令和3年9月～10月）

(4) 調査結果②

○ 孤独・孤立に関すること、求められる取組等（一例）

- ・ 「孤独・孤立」を抱えている方の多くは人間関係がうまく構築できず、信頼できる他者がいない状況になっている。
- ・ 社会・文化が変化する中では、孤独、孤立の状況は生じることであると思うが、望まない孤独、孤立は避けていくべきと思う。それを防ぐためには、制度のPRが必要。
- ・ 支援者のところに「孤独・孤立」のケースとして上がってくる時は、既にその状態が長期化・深刻化している事が多いように感じる。
- ・ 孤独・孤立状態が長期に至るほど課題が多くかつ複雑になるため、解決は困難となる。早い段階から、伴走型支援を行う必要があり、そのためには、地域も含めた支援機関のネットワーク作りを一層強め、支援につなぐ必要があると感じる。
- ・ 社会全体で課題と捉える必要がある。若い世代からも、こうした課題について授業等で取扱い、意識すること、考え続けていくことが必要。
- ・ 支援者がついておらず、孤独・孤立に対して当事者が「本当は寂しい。助けてほしい」と感じているが言えない。あるいは孤独・孤立という自覚が無く、相談や解決のための判断材料がない場合など、潜在的なSOSを見逃さないためには、地域住民や自治会などの「ちょっと変だな」「どうにかしないとイケないな」というちょっとした心配事を相談したり、第一報として持ち込みやすい環境を整えることが必要と思われる。
- ・ 地域住民が解決しにくい・責任の持ちにくい課題を考えてくれる頼れる場としての相談先が明確であれば、地域住民も安心して不安を吐露できると思う。
- ・ 各関係機関の専門的なスキルを教示いただく場や、ケースを共有できる場が有効ではないか。

5 孤独・孤立実態調査（令和3年9月～10月）

(5) 調査結果③

○ 全体のまとめ

- ・ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けて、相談件数が増加傾向にある。
- ・ とりわけ、自殺対策、生活困窮対策、ひきこもり支援において、孤独・孤立状態にある相談者の割合が高い。
- ・ 孤独・孤立に陥るきっかけとして、本人の心身に関することや、家庭に関することが9割を超える。
- ・ 解決しない要因として、身近に相談できる者又は場所がなく、心身の不調によるものが多い。
- ・ 問題が表面化しない要因として、必要な情報が行き届いていないことやネットワークがない又は弱いが多い。
- ・ 対応に苦慮をする理由として、課題が複雑・複合化しており、改善には支援団体間での連携強化が必要

6 孤独・孤立対策の方向性

(1) 今後の事業展開に向けて

孤独・孤立問題に関連の深い、自殺対策、生活困窮対策については、一定の行政施策が講じられているほか、本市独自の「ごみ屋敷対策」、社会的孤立や制度の狭間の状況にある方に対応する「あんしん支援員」や「ひきこもり支援」などの伴走型支援により、セーフティーネットとしての対応は充実している状況にある。

しかしながら、これらの対応を講じる時点においては、既に孤独・孤立状態が長期化・深刻化し、課題が複雑になっている場合も多い。また、孤独・孤立に係る課題については、様々な要因から発生することから、抜本的な施策を見出すこと、さらには、行政の施策のみで課題解決につながることも困難な状態にあると言える。そのため、以下のとおり、孤独・孤立対策の方向性を定め、具体的な取組を検討していく。

視点1

「孤独・孤立」に関する課題に対して取り組む関係機関・団体等の横のつながりを強化することで、重層的な支援体制を構築する

視点2

地域のつながりを高め、「孤独・孤立」に陥りにくく、支援につながりやすい環境を整える

視点3

「孤独・孤立」に関する様々な問題に柔軟に対応できる取組を展開する

視点4

漠然と「孤独・孤立」に悩む方にしっかりと情報が届くよう、広報の方法等も含めて対象者へのアプローチの方法を工夫していく

視点 1

「孤独・孤立」に関する課題に対して取り組む関係機関・団体等の横のつながりを強化することで、重層的な支援体制を構築する

☑ 孤独・孤立に関する連携協定の締結

「孤独・孤立」に関する課題に対して、既に様々な団体等が地域等において取り組まれている。また、本市においても、個々の課題に応じてきめ細かで丁寧な取組を実施している。京都市と関係機関や団体、又は、関係機関や団体同士が相互に連携し、横のつながりを強化することで、各取組が融合するなど、「孤独・孤立」に悩みを抱えている方に対して、より重層的な支援体制の構築が期待できることから、連携協定を締結する。

1 協定の主体

「京都市」及び「孤独・孤立に関する課題に対して取り組む関係機関・団体等」 (※)

※ 孤独・孤立実態調査に協力いただいた関係機関・団体等

2 連携事項

(1) 孤独・孤立に関連する相談対応に関すること

→ 本市HPの孤独・孤立相談先の一覧にカテゴリごとに掲載

(2) 状況に応じて必要な相談支援につなげること

→ 国HPや本市HPを確認するなどして、必要に応じてその他の相談支援につなげる

(3) 京都市及び各支援団体における相互連携・情報共有に関すること

→ 本市と協定締結団体は、SNS等を活用し、必要に応じて相互連携・情報共有を図る

(4) その他本協定の目的達成に資すると認められる事項に関すること

視点 1

「孤独・孤立」に関する課題に対して取り組む関係機関・団体等の横のつながりを強化することで、重層的な支援体制を構築する

☑ 孤独・孤立に関する課題に対して取り組む関係機関・団体等の横のつながりの強化

孤独・孤立に関する連携協定書を基盤として、連携の在り方を検討しながら、ネットワークの構築を進めていく。それぞれの関係機関・団体同士において、関連性の強い弱いなど、相関関係を分析することで、つながりの強化の方法を具体化させていく。

まずは、関係機関・団体等に対して、孤独・孤立対策プロジェクトチームの検討結果の報告会や、孤独・孤立に関する連携協定の締結式の開催等を検討し、つながりの強化に向けた取組を開始する。

☑ 福祉団体間の連携支援

令和5年度に開所予定の新京都社会福祉会館を運営する新法人においても、福祉団体間の連携支援や民生児童委員等への支援を進めていくこととしており、当該新法人とも連携しながら、多角的にネットワークの構築を進め、孤独・孤立の課題を抱える方々に対する重層的な支援の構築を進めていく。

視点2

地域のつながりを高め、「孤独・孤立」に陥りにくく、支援につながりやすい環境を整える

☑ 地域コミュニティ活性化の推進

誰もが「地域の一員」として相互に多様な在り方を認め合い、つながり、支え合える地域コミュニティを目指して、「京都市地域コミュニティ活性化ビジョン」に基づき、誰もが参加しやすい地域づくりを推進する。

(参考) 「京都市地域コミュニティ活性化ビジョン」 【孤独・孤立対策の関連箇所を抜粋】

ビジョンの目指す姿（目標）

(姿1) 誰もが気軽に参加できる居場所があり、顔の見える関係づくりやICTを活用した新しい関係づくりを通じて、人と人がつながり、安心して暮らすことができる。

姿1の実現に向けた取組の方向性

住民相互のつながりづくりを進めることで、地域全体で支え合う機運を高め、地域での孤独・孤立を防ぎます。

重要な取組例

孤立・孤独にも対応した顔の見える関係づくり（「気づき・つながり・支える」力の向上）

→ 高齢者の居場所づくり「健康長寿サロン」

→ 子ども食堂等の子どもの居場所づくり

} 詳細、次ページ

視点2

地域のつながりを高め、「孤独・孤立」に陥りにくく、支援につながりやすい環境を整える

☑ 子どもの居場所と高齢者の居場所の連携（多世代交流）促進

多世代交流を促進するため、好事例の発信や相談支援等を通じて、希望する団体が多世代交流に取り組みやすい環境づくりを進めていく。

☑ 高齢者の居場所づくり「健康長寿サロン」

高齢者が自由に集い、高齢者同士又は高齢者と各世代との交流を促進することで、地域からの孤立の防止、認知症の早期発見及び進行防止や介護予防を図ること等を目的に、地域の住民や団体が主体となって設置しています。高齢者が住み慣れた地域で、健康でいきいきとした生活を送ることができるよう、「健康長寿サロン」等の高齢者の居場所を拡大していきます。

☑ 子ども食堂等の子どもの居場所づくり

地域の住民や団体が主体となって、子ども食堂等の子どもの居場所づくりの取組が行われています。このような取組がより多くの地域で継続的に行われるよう支援を実施することにより、子どもたちの孤立を防止し、他者との良好な関係構築を進めます。

視点3

「孤独・孤立」に関する様々な問題に柔軟に対応できる取組を展開する

☑ “コロナ禍でより顕在化した貧困”

- ホームレスの方の生活実態に係る調査及び孤独・孤立の実態調査として、インターネットカフェや24時間営業店舗等の利用者に対する調査を実施
- フードバンク活動を通じて、食品ロスの削減とより顕在化した貧困について考えるきっかけをつくる

☑ “ヤングケアラー”

- ヤングケアラーの問題を集中的に検討するため、孤独・孤立対策プロジェクトチームにヤングケアラー部会を設置し、実態把握、問題意識の喚起等を目的とした実態調査を実施し、必要とされる支援のあり方等について検討

☑ “コロナ禍で不安を抱える女性”

- コロナ禍でより顕在化した女性の貧困等の困難に対し、関係機関が適切に連携することによって、多様な支援を行うことを「第5次男女共同参画計画」で明記
- 孤独・孤立で不安や困難・課題等を抱える女性に寄り添い、社会とのつながりを回復することを目的に、「京都市男女共同参画センター」において相談支援事業及び居場所づくり事業を実施。令和4年度からは、更に就労支援事業を開始。

☑ “デジタルデバイド（情報格差）”

- 京都市とソフトバンク株式会社で「地域コミュニティ活性化のためのデジタル化推進に関する連携協定」を締結し、デジタルデバイド（情報格差）の解消、地域コミュニティの活性化に取り組むため、無料の出張スマートフォン講座を開催

視点3

「孤独・孤立」に関する様々な問題に柔軟に対応できる取組を展開する

- ☑ “無戸籍者”
 - 無戸籍の方であっても受けることのできる行政サービス、戸籍や住民票を作るための手続について、京都市情報館（孤独・孤立対策の取組ページ）に掲載
- ☑ “コロナ禍で増加が懸念される自殺者”
 - 自殺の未然防止を目的とした相談体制を、令和2年8月から24時間体制（土日祝含む）に拡充しており、更に医療機関等とも連携し、この相談窓口確実に「つなげる」取組（周知・啓発）を強化
- ☑ “コロナ禍で深刻化するDV被害”
 - 民間シェルターに専門スタッフを配置し、DV被害者とその同伴児（者）の孤立を防ぎ、自立生活を支援（インクルーシブ・ケアシステム）するモデル事業を実施
 - 同一家庭内で発生することが多いDVと児童虐待について、関係機関との連携を一層強化し、被害を見過ごさない取組を推進
- ☑ “LGBT等の性的少数者”
 - 性的少数者の方々は、周囲に悩みを話せる人がいないことなどから、孤立を深め、自殺念慮も高いことが指摘されている現状を踏まえ、社会とのつながりを広げるためのコミュニティスペースと専門相談員による個別相談会を実施。また、居住自治体を実施するコミュニティスペース等への参加が難しい方もおられるため、近隣都市との連携も検討中。
- ☑ “コロナ禍をはじめ、様々な課題への支援情報を必要とする外国籍市民等”
 - 外国籍市民等に向けたコミュニケーション支援として、区役所・支所では、翻訳タブレット端末を配備。また、「京都市外国籍市民総合相談窓口」においては、外国籍市民等からの新型コロナウイルス感染症に係る支援などの相談に対して、通訳や適切な窓口への案内を実施。

視点 4

漠然と「孤独・孤立」に悩む方にしっかりと情報が届くよう、広報の方法等も含めて対象者へのアプローチの方法を工夫していく

☑ 望まない「孤独・孤立」に対して早期に関わる取組の推進

① 孤独・孤立を冠したテーマごとの相談先の情報発信の充実

本市HPに掲載している相談先については、主に本市の関係機関となっているが、NPO法人等の相談先も掲載するなど、必要とする相談先につながるができるよう、より効果的な発信を検討していく。

② 各相談窓口における「気づき」「つなげる」取組の推進

保健福祉センター等をはじめとする支援機関が実施する様々な支援の機会において、望まない「孤独・孤立」状態に早期に気づき、状態に応じた相談先につなげられるよう、世帯の課題や状況に応じた包括的かつ重層的な支援を展開していく。

③ 「きょう いのち ほっとプラン -京都市自殺総合対策推進計画【改定】-」に望まない「孤独・孤立」状態のある人（自殺のリスクが高い人）が適切な支援を受けられるよう、相談窓口の周知や必要に応じて専門家につなぐことを明記

次期「きょう いのち ほっとプラン -京都市自殺総合対策推進計画【改定】-」

プランの計画期間 令和5年度（2023）～令和9年度（2027）

基本理念（現行計画）

市民の誰もが自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し、市民一人ひとりが、かけがえのない「いのち」を大切にすることと生きる力を育むとともに、人と人とのところがつながり、ともにささえ合うまち・京都をつくります

6 孤独・孤立対策の方向性

(2) 推進体制

社会全体のつながりが希薄化している中で、新型コロナウイルス感染症の流行によって、孤独・孤立の問題がより一層顕在化・深刻化していると言えます。

孤独・孤立は、個人によって感じ方は様々であり、またその時の社会情勢等によって、孤独・孤立に対する考え方も変わっていくことが考えられます。

孤独・孤立に対する考え方が同じではないということは、求められる支援のあり方も同じではなくなり、現行の支援策の見直しや、新たな支援を検討し続けていく必要があります。

そのため、引き続き、その時の社会情勢等を踏まえ、孤独・孤立問題の認識を深め、支援策の効果検証や新たな社会問題への対応などを継続協議していくため、これまで集中的に協議してきた孤独・孤立対策プロジェクトチームを引き継ぎ、新たに全庁横断的な推進体制を構築します。

孤独・孤立対策に関する新たな全庁横断的な推進体制

「孤独・孤立対策庁内連絡会議」（仮称）の設置

※ 会議メンバーは、孤独・孤立対策PTチーム員を基本とし、必要に応じて変更する。

参考資料 1 孤独・孤立に関する統計①

□ 自殺

① 自殺者数（警察庁統計）

令和元年 : 186人

令和2年 : 200人

令和3年 : 202人

② 自殺に係る相談件数

令和3年 : 6,773件

令和4年（2月まで）1,285件

こころの健康増進センター（きょう・こころ・ほっとでんわ）

電話相談：令和2年7月31日まで

月～水（9時～12時）木・金（13時～16時）

令和2年8月1日から

毎日（土日祝含む。）24時間

□ 生活困窮

① 生活保護世帯数

令和2年3月時点 : 32,251世帯

令和3年3月時点 : 32,108世帯

令和4年2月時点 : 31,949世帯

② 自立支援に係る相談件数（新規相談受付件数）

令和2年4月～11月 : 641件

令和3年4月～11月 : 608件

生活困窮者自立相談支援事業（相談窓口） 電話相談

□ ひきこもり

○ 「よりそい・つなぐ」相談窓口相談件数（件）

令和2年9月～3年8月 : 411件

「よりそい・つなぐ」相談窓口（京都市ひきこもり相談窓口）

令和2年9月1日開設

参考資料 1 孤独・孤立に関する統計②

□ 児童虐待

① 要保護児童対策地域協議会登録件数

令和元年度 : 3, 077件
令和2年度 : 2, 960件
令和3年度 : 2, 964件 (7月1日時点)

② 児童虐待に係る相談件数

令和元年度 : 4, 228件
令和2年度 : 4, 189件

区役所・支所子どもはぐくみ室, 児童福祉センター 電話・来所相談

□ DV

○ DVに係る相談件数

令和元年度 : 5, 962件
令和2年度 : 6, 195件
令和3年度 : 5, 455件 (4月~2月)

京都市DV相談支援センター 電話・来所相談

□ 再犯

○ 再犯者数 (市内警察署で検挙された者 (刑法犯))

令和元年 : 1, 214人 (再犯者率49.6%)
令和2年 : 1, 255人 (再犯者率53.0%)

□ LGBT等の性的少数者

○ 日本における性的少数者の人口割合 : 3~8%

厚労省国立社会保障・人口問題研究所による調査...3.3%
電通ダイバーシティラボによる調査...8.9%

参考資料 1 孤独・孤立に関する統計③

□ ごみ屋敷

○ ごみ屋敷に係る相談・調査件数

区役所・支所地域力推進室 電話・来所相談

- 令和元年度 : 24件
- 令和2年度 : 44件
- 令和3年度 : 30件 (4月～12月)

□ いじめ

○ いじめの認知件数 (小・中・高等・総合支援学校)

- 令和元年度 : 2,859件
- 令和2年度 : 2,068件

□ 不登校

○ 不登校児童生徒数 (小・中学校)

- 令和元年度 : 1,537人
- 令和2年度 : 1,797人

□ いじめ・不登校 等

○ こどもの悩みに係る相談件数

- 令和元年度 : 6,181件
- 令和2年度 : 4,806件

こどもパトナ カウンセリングセンター 来所相談
こども相談24時間ホットライン 電話相談
SNSを活用した相談

開設期間：令和元年度：令和元年8月23日～9月30日
令和2年1月6日～1月31日
令和2年度：令和2年5月7日～9月30日
令和3年1月3日～1月31日

参考資料 2 国の動向①

「経済財政運営と改革の基本方針2021」における孤独・孤立対策の内容は以下のとおり。

(孤独・孤立対策)

孤独・孤立対策については、電話・SNS相談の24時間対応の推進や人材育成等の支援、居場所の確保、アウトリーチ型支援体制の構築、支援情報が網羅されたポータルサイトの構築、タイムリーな情報発信、いわゆる「社会的処方」の活用、支援を求める声を上げやすい社会の構築、孤独・孤立の実態把握の全国調査とPDCAの取組を推進する。

これらを含め、関連する分野・施策との連携に留意しつつ、孤独・孤立対策の重点計画を年内に取りまとめ、安定的・継続的に支援する。特に、孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動へのきめ細かな支援や政策立案に当たってのNPO等との対話を推進する。

また、ひきこもり支援について、現状の支援施策を再点検した上で、当事者や家族の視点に立って、ひきこもりに至った要因と将来も考慮した息の長い支援の実施、良質な支援者の育成と支援手法の開発等の取組を推進する。

こうした官・民・NPO等の取組の連携強化の観点から、各種相談支援機関、NPO等の連携の基盤となるプラットフォームの形成を支援し、人と人とのつながりを実感できる地域づくりや社会全体の気運醸成を図りつつ、官民一体で取組を推進する。

(改行：京都市)

参考資料 2 国の動向②

国の令和4年度予算（案）における孤独・孤立対策の主な施策の柱は以下のとおり。

1 孤独・孤立に至っても支援を求める声をあげやすい社会とする

- 1－① 孤独・孤立の実態把握
- 1－② 支援情報が網羅されたポータルサイトの構築，タイムリーな情報発信
- 1－③ 声を上げやすい環境整備

2 状況に合わせた切れ目のない相談支援につなげる

- 2－① 相談支援体制の整備（電話・SNS相談の24時間対応の推進等）
- 2－② 人材育成等の支援
- 2－③ 関連施策の推進

3 見守り・交流の場や居場所づくりを確保し，人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う

- 3－① 居場所の確保
- 3－② アウトリーチ型支援体制の構築
- 3－③ 保険者とかかりつけ医等の協働による加入者の予防健康づくりの推進等
- 3－④ 地域における包括的支援体制の推進
- 3－⑤ 関連施策の推進

4 孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動をきめ細かく支援し，官・民・NPO等の連携を強化する

- 4－① 孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動へのきめ細かな支援
- 4－② NPO等との対話の推進
- 4－③ 連携の基盤となるプラットフォームの形成支援
- 4－④ 関連施策の推進

参考資料 2 国の動向③

国が令和3年12月28日に策定した「孤独・孤立対策の重点計画」の内容は以下のとおり。

1 孤独・孤立対策の現状

- (1) 我が国における孤独・孤立に関する状況
- (2) これまでの政府の取組

2 孤独・孤立対策の基本理念

- (1) 孤独・孤立双方への社会全体での対応
- (2) 当事者や家族等の立場に立った施策の推進
- (3) 人と人との「つながり」を実感できるための施策の推進

3 孤独・孤立対策の基本方針

- (1) 孤独・孤立に至っても支援を求める声をあげやすい社会とする
- (2) 状況に合わせた切れ目のない相談支援につなげる
- (3) 見守り・交流の場や居場所づくりを確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う
- (4) 孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動をきめ細かく支援し、官・民・NPO等の連携を強化する

4 孤独・孤立対策の施策の推進